



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 1195 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 1196 " ( " )
- 1197 " ( " )
- 1198 " ( " )
- 1199 " ( " )
- 1200 " ( " )
- 1201 " ( " )
- 1202 " ( " )
- 1203 " ( " )
- 1204 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1205 " ( " )
- 1206 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 ( " )
- 1207 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 1208 " ( " )
- 1209 地方卸売市場の開設者及び卸売業者の合併の認可 (食品流通課)
- 1210 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1211 新道路の供用開始等 ( " )
- 1212 道路の区域変更 ( " )
- 1213 新道路の供用開始等 ( " )

### ○ 公安委員会告示

- 55 警備員指導教育責任者講習の実施

### ○ 警察本部告示

- 11 放置車両確認事務委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

### ○ 諸報

- 入札公告 (和歌山県警察本部)

## 告 示

### 和歌山県告示第1195号

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

### 2 調査を行った時期

平成15年5月1日から平成17年3月18日まで

### 3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿

### 4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区

### 5 認証年月日

平成19年10月9日

### 和歌山県告示第1196号

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

### 2 調査を行った時期

平成17年5月10日から平成19年2月26日まで

### 3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区の地籍図及び地籍簿

### 4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区

### 5 認証年月日

平成19年10月9日

### 和歌山県告示第1197号

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したのと同条第4項の規定により公告する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

### 2 調査を行った時期

平成17年5月10日から平成19年2月26日まで

### 3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年10月9日

和歌山県告示第1198号

和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成17年5月10日から平成19年2月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町生馬の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年10月9日

和歌山県告示第1199号

和歌山県西牟婁郡白浜町庄川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期  
平成16年5月6日から平成19年3月30日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡白浜町庄川の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡白浜町庄川の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年10月9日

和歌山県告示第1200号

和歌山県新宮市三輪崎の一部地区における地籍調査の成

果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月20日から平成19年3月23日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県新宮市三輪崎の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県新宮市三輪崎の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年10月9日

和歌山県告示第1201号

和歌山県新宮市熊野川町日足の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月25日から平成19年7月3日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県新宮市熊野川町日足の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県新宮市熊野川町日足の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年10月9日

和歌山県告示第1202号

和歌山県日高郡日高町大字比井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期  
平成15年4月22日から平成17年3月10日まで
- 3 成果の名称

和歌山県日高郡日高町大字比井の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高町大字比井の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年10月9日

和歌山県告示第1203号

和歌山県日高郡日高町大字萩原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月20日から平成18年11月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高町大字萩原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高町大字萩原の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年10月9日

和歌山県告示第1204号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年12月1日まで縦覧に供する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成19年10月1日
- 2 名称  
特定非営利活動法人那賀有機農業実践グループ
- 3 代表者の氏名  
田中康晴
- 4 主たる事務所の所在地  
紀の川市名手市場591番地5
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、紀の川市で、事業系の残渣など未利用資源の堆肥化を行い、良質な堆肥を使い環境にやさしい農業を实践する。生産された安全な農産物を紀の川市市民に提供

することにより、食の大切さや「地産地消」の重要性を広く啓発する事業を行い、紀の川市の環境を保全しながら、市民の健康を守る事に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1205号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年12月5日まで縦覧に供する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成19年10月5日
- 2 名称  
特定非営利活動法人ひかり
- 3 代表者の氏名  
田原清光
- 4 主たる事務所の所在地  
東牟婁郡那智勝浦町大字川関309番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、未来を担ってたつ子ども達や障害を抱えた方、高齢者の方々が安心して生活することの出来る社会を目指し、また、世界遺産登録された熊野の自然を守るための環境保全への取組に積極的に参画し、これらの目的達成の補助に関する事業を行い、地域活性化や社会的弱者の生活の向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1206号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年12月2日まで縦覧に供する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成19年10月2日
- 2 名称  
特定非営利活動法人たいさんぼく
- 3 代表者の氏名  
芹生登美
- 4 主たる事務所の所在地  
和歌山市満屋260番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、様々な援助を必要とする高齢者に対して、介護や福祉に関する事業を行い、高齢者が自分の住んでいる地域で安心して暮らして行けるよう地域と一体となつてすすめる町づくりに寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1207号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグキリン御坊店  
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ドラッグストアキリン  
代表取締役 金森義雄  
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1
- 3 変更した事項  
(1)大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名  
(変更前)株式会社ドラッグストアキリン  
代表取締役 齊藤健一  
(変更後)株式会社ドラッグストアキリン  
代表取締役 金森義雄  
(2)大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名  
(変更前)株式会社ドラッグストアキリン  
代表取締役 齊藤健一  
(変更後)株式会社ドラッグストアキリン  
代表取締役 金森義雄

## 4 変更年月日

平成19年7月19日

## 5 変更した理由

代表者変更のため

## 6 届出年月日

平成19年10月9日

## 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

御坊市産業建設部商工振興課(和歌山県御坊市菌350番地)

日高振興局産業振興部産業総務課(和歌山県御坊市湯川町財部651番地)

## 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成19年10月19日から平成20年2月19日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第1208号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
プライスカット・スーパードラッグキリン田辺下万呂店  
和歌山県田辺市下万呂字裏代416-2 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ドラッグストアキリン  
代表取締役 金森義雄  
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1  
株式会社オークワ  
代表取締役 大桑啓嗣  
和歌山市中島185番地の3
- 3 変更した事項  
(1)大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名  
(変更前)株式会社ドラッグストアキリン  
代表取締役 齊藤健一  
(変更後)株式会社ドラッグストアキリン

代表取締役 金森義雄

他の設置者の変更はなし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ドラッグストアキリン

代表取締役 齊藤健一

(変更後) 株式会社ドラッグストアキリン

代表取締役 金森義雄

他の小売業者の変更はなし

4 変更年月日

平成19年7月19日

5 変更した理由

代表者変更のため

6 届出年月日

平成19年10月9日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山

市小松原通一丁目1番地)

田辺市商工観光部商工振興課(和歌山県田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)

西牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成19年10月19日から平成20年2月19日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1209号

和歌山県卸売市場条例(昭和47年和歌山県条例第9号)第10条第1項の規定により、地方卸売市場の開設者及び卸売業者の合併について、平成19年8月7日次のとおり認可したので、同条例第24条の規定により公示する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 合併後における地方卸売市場の開設者

許可番号	地方卸売市場		開設者	
	所在地	名称	住所	氏名
第48号	御坊市塩屋町南塩屋450番地4	御坊市地方卸売市場	御坊市塩屋町南塩屋450番地4	紀州日高漁業協同組合
	日高郡みなべ町堺574番地	みなべ町地方卸売市場		
	日高郡印南町印南4484番地15	印南町地方卸売市場		

2 合併後における地方卸売市場の卸売業者

許可番号	許可取扱品目の部類	卸売業者		所属市場	
		住所	氏名	所在地	名称
第54号	水産物部	御坊市塩屋町南塩屋450番地4	紀州日高漁業協同組合	御坊市塩屋町南塩屋450番地4	御坊市地方卸売市場
				日高郡みなべ町堺574番地	みなべ町地方卸売市場
				日高郡印南町印南4484番地15	印南町地方卸売市場

3 合併前における地方卸売市場の開設者

許可番号	地方卸売市場		開設者	
	所在地	名称	住所	氏名
第26号	御坊市塩屋町南塩屋450番地4	御坊市地方卸売市場漁業協同組合	御坊市塩屋町南塩屋450番地4	御坊市漁業協同組合
第27号	日高郡印南町印南4484番地15	印南町漁業協同組合地方卸売市場	日高郡印南町印南4484番地15	印南町漁業協同組合
第28号	日高郡みなべ町堺574番地	南部町漁業協同組合堺本所地方卸売市場	日高郡みなべ町堺574番地	南部町漁業協同組合

4 合併前における地方卸売市場の卸売業者

許可番号	許可取扱品目の部類	卸売業者		所属市場	
		住所	氏名	所在地	名称
第29号	水産物部	御坊市塩屋町南塩屋450	御坊市漁業協同組合	御坊市塩屋町南塩屋45	御坊市地方卸売市場漁業

		番地4		0番地4	協同組合
第30号	水産物部	日高郡印南町印南4484番地15	印南町漁業協同組合	日高郡印南町印南4484番地15	印南町漁業協同組合地方卸売市場
第31号	水産物部	日高郡みなべ町塚574番地	南部町漁業協同組合	日高郡みなべ町塚574番地	南部町漁業協同組合堺本所地方卸売市場

和歌山県告示第1210号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡みなべ町滝字向ヒ坪1516番1地先から同町滝字郷美354番10地先まで	旧	4.80 } 9.70	353.07	高城橋 L=12.70
同上	新	11.50 } 35.70	346.40	新高城橋 L=37.00

和歌山県告示第1211号

平成19年和歌山県告示第1210号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年10月19日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1212号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡みなべ町南道字畑崎333番1地		6.00		

先から同町南道字畑崎342番2地先まで	旧	10.00	111.10
同上	新	13.80 } 23.50	109.00

和歌山県告示第1213号

平成19年和歌山県告示第1212号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成19年10月19日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年10月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第55号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成19年10月19日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

1 講習の区分、期間、場所及び定員

講習区分	講習期間	場 所	定員
法第2条第1項第2号の業務に係る警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習(2号)」という。)	平成20年1月15日(火)から平成20年1月22日(火)までの土曜日及び日曜日を除く6日間(各日とも午前9時から午後5時まで)	和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛	20名
法第2条第1項第4号の業務に係る警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習(4号)」という。)	平成20年2月15日(金)から平成20年2月22日(金)までの土曜日及び日曜日を除く6日間(各日とも午前9時から午後5時まで)	同 上	10名

2 講習の対象者

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者にかかる講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修

了証明書の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に受講を希望する警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

### 3 受講を希望する者の手続

#### (1) 事前申出受付

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、平成19年12月12日(水)から平成19年12月14日(金)までの午前10時から午後5時までの間に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課(受講受付専用電話：073-423-3344)に対し電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出は先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、受付を締め切る。

#### (2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと。(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ 上記の手続を経て、受付番号を取得した受講希望者を受講予定者とする。

### 4 受講申込書等の提出に関する手続

上記3により、事前申出を受付された者は、平成19年12月19日(水)から平成19年12月21日(金)までの午前9時から午後5時までの間に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること。(代理人による提出は受け付

けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合又は事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

#### (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

#### (2) 上記2に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書面

##### ア 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、2の(1)に該当することを誓約する誓約書及び履歴書 各1通

##### イ 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

##### ウ 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

##### エ 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

##### オ 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

#### (3) 手数料

手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。

- ア 新規取得講習(2号) 38,000円
- イ 新規取得講習(4号) 34,000円

### 5 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

### 6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係  
電話番号：073-423-0110(内線 3027・3028)

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第11号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成19年10月19日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

1 一般競争入札に付する業務の名称及び入札件名

(1) 業務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

2 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11

年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること、かつ、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与していない者であること。

(8) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

(9) 現に、国税、県税及び社会保険料を滞納していないこと。

(10) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。

(11) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。

(12) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。

(13) 和歌山県内に事務所を有していること。

3 申請の方法

資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して警察本部長に提出するものとする。

(1) 経営状態、会社概要等を記した書面

ア 経営規模及び経営状況等総括表

イ 定款

(2) 使用印鑑届

(3) 誓約書

(4) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状

(5) 所在地見取図

(6) 競争入札参加資格審査申請書受理票

(7) 登記事項証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)

(8) 印鑑証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)

(9) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの

ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

イ 和歌山県が課する県税全税目

(10) 社会保険料納付証明書又は社会保険料領収書

(11) 財務諸表(直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書)



- (12) 和歌山県公安委員会から交付を受けた登録通知書の写し
- 4 申請書類の用紙の交付請求先及び交付時期
- (1) 申請書類の用紙の交付請求先  
和歌山県警察本部交通部交通指導課(駐車違反取締センター)  
和歌山市西1番地 交通センター2階  
郵便番号 640-8524  
電話番号 073-473-0356
- (2) 申請書類の用紙の交付時期  
平成19年10月19日(金)から平成19年10月24日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間
- 5 申請書類及びその添付書類の提出時期並びに提出方法
- (1) 提出時期  
平成19年11月1日(木)から平成19年11月14日(水)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間
- (2) 提出方法  
申請書類は、4の(1)に掲げる場所に持参することとし、郵送等による提出は認めない。
- 6 申請書類に使用する言語  
申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果通知  
申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年11月28日(水)までに郵便により通知する。

諸 報

入 札 公 告

放置車両確認事務委託業務について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札を行うので、自治法令第167条の6及び第167条の10の2第5項の規定に基づき公告する。

平成19年10月19日

和歌山県警察本部長 鶴谷明憲

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 業務の名称  
放置車両確認事務委託業務
- (2) 入札件名  
下記ア及びイの入札件名ごとに入札を行う。  
ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務  
イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務
- (3) 業務の内容  
放置車両確認事務機関(受託者)は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員をあらかじめ計画された時間に指定された警察署に登

- 庁させて、計画された場所において確認事務を行わせるものとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成19年和歌山県警察本部告示第11号に規定する放置車両確認事務委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 契約条項を示す場所  
和歌山市西1番地  
和歌山県警察本部交通部交通指導課(以下「交通指導課」という。)
- (2) 期間  
平成19年10月19日(金)から平成19年10月24日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間
- 4 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市西46番地の1  
和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 小会議室
- (2) 日時  
平成19年10月25日(木)午後1時30分
- 5 入札説明書等を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所  
3の(1)に同じ。
- イ 期間  
3の(2)に同じ。
- (2) (1)により交付する入札説明書等に関して質問がある者は、交通指導課に対して平成19年10月29日(月)午後5時までに書面により行うものとする。  
回答は、平成19年11月1日(木)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、重要な質疑内容の場合は全員に書面により行い、その回答は入札説明書等に優先する。
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時
- ア 場所  
和歌山市西1番地  
交通センター2階 第2学科試験場
- イ 日時  
(ア) 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務  
平成19年12月21日(金)午後1時30分  
(イ) 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務  
平成19年12月21日(金)午後2時00分

(2) 提出書類及び提出方法

入札件名ごとに、入札書及び入札説明書に定める提出書類を入札当日に指示された方法により提出すること。

なお、郵送等による提出は認めない。

7 落札者の決定方法

自治法令第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件がこの事業にとって最も有利な入札を行った者を落札者とし、審査手順及び落札者の選定は、次のとおりとする。

(1) 審査手順

参加資格があると認められた者から提出された提案内容に関する審査を和歌山県確認事務委託審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

(2) 落札者の選定

審査委員会における放置車両確認機関審査基準に基づいて、入札価格を含めて総合評価した提案書の審査結果を踏まえ、落札者を選定する。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き落札者決定後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

(3) 入札説明書等に示した入札に関する条項に違反した入札

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 詳細は入札説明書による。